

草地開発事業等の受益地の転用に伴う補助金の返還措置要領の制定等について

[49 畜 B 第 604 号]
[昭和49年5月10日付]

農林省畜産局長
農林省構造改善局長
各地方農政局長
沖縄総合事務局長
各都道府県知事
農地開発機械公団理事長

草地開発事業等の受益地の転用に伴う補助金の返還措置については、本日付け49年畜B第603号をもって農林事務次官から通知されたところであるが、その具体的取扱いについて同通知に基づき、(別紙1)のとおり「草地開発事業等の受益地の転用に伴う補助金の返還措置要領」を定めたから、お知らせする。

なお、これ等に併い、上記措置による補助金の返還の対象となる事業を含めて行われる補助金の交付決定通知について、(別紙2)のとおり、昭和39年11月19日付け39経第4086号農林大臣官房経理課長通知「補助金の交付事務の取扱いについて」による書式例の特例を定めたから執務の参考とされたい。

(別紙 1)

草地開発事業等の受益地の転用に伴う補助金の返還措置要領

1 趣 旨

- この通知は、「草地開発事業等の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」(昭和49年5月10日付け49畜B第603号農林事務次官依命通知。以下「次官通知」という。)に定める補助金の返還措置の具体的な取扱いについて定めるものとする。
- 今回の措置は、事業の受益地が転用されるという看過しえない土地利用が行われる場合につき定められたものであるが、飼料の自給度向上を図ることの重要性にかんがみ、飼料生産基盤として整備された草地等について事業目的以外の利用が行われることは好ましくないため、必要に応じ指導を行う等土地利用の確保についても配慮するものとする。

2 補助金返還措置の終了時期、補助金返還を行わない場合等

1 補助金返還措置の終期

次官通知の記の2の1に規定する補助金の返還措置の終期は、次官通知の記の1の各号に掲げる事業(次官通知の記の1の3に掲げる事業を除く。以下「返還対象事業」という。)が土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき行われる場合にあっては同法第113条の2の規定による工事完了の公告のあった日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その日)の属する年度の翌年度から起算して8年を経過する時と、返還対象事業が同法に基づかないで行われる場合にあっては当該事業の事業完了報告書に示される工事完了の日の属する年度の翌年度から起算して8年を経過する時とする。

ただし、返還対象事業の施行に係る地域の一部のための工事が完了し、地方農政局長(北海道にあっては次官通知の記の1の1のア及びウ並びに同4に掲げる事業については構造改善局長、その他の事業については畜産局長、沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長。7の4の場合を除き、以下同じ。)がその一部の地域のための工事が完了した年度の翌年度から起算すべき旨を定めたときは、その一部の地域については、地方農政局長の定める年度から起算して8年を経過する時とする。

2 補助金返還を行わない転用の場合

次官通知の記の2の1に規定する補助金の返還を行わない畜産局長及び構造改善局長の定める転用の場合は、次の場合とする。

ア 土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法律により土地を収用できる事業の用に供するための転用の場合であって、地方農政局長が補助金を返還させないことを相当と認めるとき。

イ 畜産経営を営む者の経営上必要な施設の用に供するための転用の場合であって、地方農政局長が補助金を返還させないことを相当と認めるとき。

ウ その他地方農政局長が畜産局長又は構造改善局長と協議して（北海道にあつては、次官通知の記の1のア及びウ並びに同4に掲げる事業については構造改善局長が、その他の事業については畜産局長が）、特にやむをえないと認める場合。

3 補助金返還を行う受益地の転用の規模

次官通知の記の2の1に規定する補助金の返還を行う畜産局長及び構造改善局長の定める転用される受益地の面積の規模は、返還対象事業ごとに転用のための事業を行う同一の事業主体が一連の事業計画のもとに行う10アール以上の転用とする。

ただし、次官通知の記の1の1のウの湿地牧野改良事業については、転用のための事業を行う同一の事業主体が一連の事業計画のもとに行う転用であつて、当該湿地牧野改良事業の受益地の面積が100ヘクタールを超えるときにあつては10ヘクタール以上の転用と、100ヘクタール以下のときにあつては、当該事業の受益地の面積の10分の1以上の転用とする。

3 補助金返還の対象施設、補助金返還額の算定方法

1 次官通知の記の2の2の規定する補助金の返還の額に含まれる畜産局長及び構造改善局長の定める施設は、道路（牧道及び索道を含む。）、用排水施設、雑用水施設及び家畜排せつ物土地還元施設（以下「返還対象施設」という。）とする。

施設は、道路（牧道及び索道を含む。）、用排水施設、雑用水施設及び家畜排せつ物土地還元施設（以下「返還対象施設」という。）とする。

2 補助金返還額の算定方法

次官通知の記の2の2の規定する畜産局長及び構造改善局長の定める補助金返還額の算定方法は、返還対象事業の受益地について行う草地の造成改良の工事及び区画形質の変更の工事並びに返還対象施設の新設又は改良の工事に係る補助金の額を受益地の総面積で除して得た額（当該事業について数年にわたり補助金が交付される場合には、その累計額）に転用される受益地の面積を乗じる方法とする。

ただし、この方法により難い場合には、地方農政局長は、受益地の土地の種類、団地等の別により格差を設けて返還額を定める方法とすることができる。

3 都道府県への通知

地方農政局長は、補助金交付の決定に際しては、併せて受益地の転用がある場合における国への返還額の算定方法を都道府県に通知するものとする。

4 返還対象事業の開始等における措置

1 規定の整備等

都道府県、返還対象事業の事業主体、又はその他の者であつて受益地が転用された場合には返還に必要な額を徴収することとなる者（以下「中間徴収者」という。）は、あらかじめ、条例、規則、定款等の規定の整備又は規約、契約等の締結等必要な措置を講ずるものとする。

2 関係者への周知

返還対象事業の事業主体は、受益地が転用される場合に徴収される額その他必要な事項について関係者に周知を図るものとする。

3 権利変動にあつての措置

返還対象事業の事業主体又は中間徴収者は、返還対象事業の受益地において権利関係に変動があるときには、当該権利変動の当事者との間で必要な事項を契約する等補助金返還に支障を生じることのないよう措置をするものである。

5 転用の把握のための措置

- 1 都道府県の返還対象事業の担当部局は、農地転用を把握するため、返還対象事業について新規補助採択、受益地域の変更、事業の完了又は2の1のただし書の地方農政局長の決定があったときは、当該事業の受益地域、補助金の返還措置の期間等必要な事項を農地関係部局に通知し、農地法（昭和27年法律第229号）による農地又は、採草放牧地の転用に関する許可又は届出について所要の連絡が受けられるよう協力を求めるものとする。
また、2及び4の3の規定が円滑に実施されるため、同様の事項を関係農業委員会に通知し、協力を求めるものとする。
- 2 都道府県、返還対象事業の事業主体及び中間徴収者は、返還対象事業の受益地における転用の事実を把握するよう努めるものとする。

6 補助金交付後の措置

- 1 都道府県知事は、返還対象事業については、事業が土地改良法に基づいて行われたときにあつては、同法第113条の2の規定による工事完了の公告をしたときに、事業が同法に基づかないで行われたときには事業が完了したときに、遅滞なくその旨を地方農政局長に報告するものとする。
- 2 地方農政局の返還対象事業担当部局は、返還対象事業について受益地域、受益地の面積、事業費、年度ごとの補助金返還額の算定方法を記載した台帳を備えておくものとする。

7 補助金の返還の手続等

- 1 都道府県以外の返還対象事業の事業主体及び中間徴収者は、受益地の転用が行われることを確認したときは、遅滞なく、都道府県知事にその旨を通知するとともに、必要な額の徴収が行われるよう措置するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の通知があったとき又は5の1の措置により農地関係部局若しくは関係農業委員会から連絡があったときその他受益地の転用が行われることを確認した場合において、2の2の規定による地方農政局長の承認を求めようとするときにはその都度その承認を求めるものとする。
- 3 都道府県知事は、毎年度地方農政局長の定める日までに受益地の転用の実績につき地方農政局長に報告するものとする。
- 4 地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下10において同じ）は、2及び3の報告等により確認した受益地の転用について、都道府県に対し、毎年度1回補助金の返還を命ずるとともに、歳入徴収官をして納入告知書を発行させるものとする。この場合、歳入科目は、（部）雑収入（款）諸収入（項）弁償及び返納金（目）返納金として整理するものとする。

8 共同利用模範牧場設置事業に係る補助金返還措置の具体的取扱い

農地開発機械公団（以下「公団」という。）の行う共同利用模範牧場設置事業の補助金返還措置については、都道府県の行う事業の場合に準じて行うものとする。

この場合、3の2のただし書の算定方法の決定及び7の4の返還命令は農林水産大臣が行うものであるが、次に掲げる事項については畜産局長が行うものとする。

- ア 2の1のただし書の一部の地域の指定及び年度の決定
- イ 2の2に掲げる場合
- ウ 3の3の通知
- エ 6の1の報告の受領
- オ 6の2の台帳の整備
- カ 7の3の期限の指定及び報告の受領

9 昭和48年度以前の既着工地区の取扱い

昭和48年度以前の既着工地区に対する補助金返還措置については、補助金返還の期間は従前どおり6年（畜産経営環境整備事業は8年、以下本項において同じ。）とし返還額の算定は次官通知及び本通知に準ずる取扱いとする。したがって、昭和49年以降にも継続して補助金が交付される地区の工事について補助金の交付条件は、返還期間を6年とすることに留意されたい。

10 その他

- 1 都道府県営事業について分担金を徴収される者、団体営事業の事業主体又はこれらの事業の受益者について補助金返還を求めることが適当でない事情が生じたときは、都道府県知事の申請により、地方農政局長は、その者に係る部分の補助金返還の条件を取消することができるものとする。この場合、団体営事業については都道府県知事は、当該取消しに対応する部分の都道府県の補助金返還の条件を取消すものとする。
- 2 補助金の返還に係る転用によりある施設が全面的に遊休化する場合であって、その返還額等からみて、将来当該施設が、目的外用途に活用されても、次官通知の記の3の中段の規定により一切収益の納付を求めることがないと認められるときは、地方農政局長は、次官通知の記の2の1の規定による補助金の返還があった当該施設につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認（間接補助事業については補助金交付の条件に基づく承認）を用途を特定しないで行うものとする。
- 3 受益者の転用に伴う補助金の返還措置を講ずることは、事業により造成、改良される施設の目的外処分一般について補助金の回収を行わないことを意味するものではない。従って返還対象事業以外の事業により造成、改良された施設はもとより、返還対象事業により造成、改良された施設であっても補助金の返還をうけたため次官通知の記の3の目的外処分による収益の納付措置を行わないこととされた部分以外については、受益地の転用により遊休化する施設を廃棄し又は農業外の目的で譲渡する場合には目的外処分の承認の条件等によりその部分に係る補助金を回収し、当該施設を農業外の用途に使用する場合には目的外処分の承認に当たり身替り妥当支出法その他適正な算定方法により補助金の回収を行うものとする。

なお、補助金の返還を要する受益地の転用を工事完了の翌年度から起算して8年を経過するまでとしたことは、施設の目的外処分による収益の一部納付をも8年間に限る趣旨ではなく、これについては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の各省各庁の長が定める期間（間接補助事業にあっては、補助金交付の条件に基づき農林水産大臣が別に定める期間）を経過するまでは、上記の処分を行うものとする。

（別紙 2）

受益地の転用に伴う補助金の返還措置の対象となる草地 開発事業等に関する補助金の交付決定の書式例の特例

1 都道府県営事業の場合

昭和39年11月19日付け39経第4086号農林大臣官房経理課長通知「補助金等交付事務の取り扱いについて」による〔書式例1〕を次のように変更して用いるものとする。

- 1 記の6中ケをコとし、クの次に次のように加える。

ケ 補助事業者は、別表の事業名の欄に掲げる事業で同表の地区名の欄に掲げる地区に係るものの受益

地の全部又は一部において「草地開発事業等の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」（昭和49年5月10日付け畜B第603号農林事務次官依命通知。以下「次官通知」という。）の記の2の1に定める8年を経過するときまでに転用が行われる場合は、次官通知の定めるところにより補助金のうち同表の返還額の算定方法の欄に掲げる方法により算定される額（地方農政局長がこれより少ない額を定めたときはその額）に相当する部分を国に返還しなければならない。

- 2 別表として次のように加える。

事業名	地区名	補助金返還額の算定方法
(記入例1) 〇〇事業	〇〇地区	$A \times \frac{C}{B}$

事業名	地区名	補助金返還額の算定方法
		A：返還対象補助金の総額 B：受益地の総面積 C：転用受益地の面積 (注) $A = ① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥$ ①：草地開発に係る補助金 ②：草地開発以外の区画形質の変更に係る補助金 ③：道路（牧道及び索道を含む。）の新設又は改良に係る補助金 ④：用排水施設の新設又は改良に係る補助金 ⑤：雑用水施設の新設又は改良に係る補助金 ⑥：家畜排せつ物土地還元施設の新設又は改良に係る補助金

(記入例2)

○ ○事業 ○ ○地区 ○ ○ ○ ○円 (10a) × C

(記入例3) (特別な定め方の場合)

○ ○事業 ○ ○地区 (○ ○区域)

○ ○ ○ ○円 (10a) × C

(○ ○区域)

○ ○ ○ ○円 (10a) × C

又は

(牧草地)

○ ○ ○ ○円 (10a) × C

(野草地)

○ ○ ○ ○円 (10a) × C

2 都道府県営事業以外の事業の場合

「補助金等交付事務の取り扱いについて」による〔書式例2〕を次のように変更して用いるものとする。

1 記の6のア中5の次に次のように加え、記の6を7とする。

6 間接補助事業者は、別表2の事業名の欄に掲げる間接補助事業で同表の地区名の欄に掲げる地区に係るものの受益地の全部又は一部において、「草地開発事業等の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」（以下「次官通知」という。）の記の2の1に定める8年間を経過するときまでに転用が行われる場合は、次官通知の定めるところにより補助金のうち同表の返還額の算定方法の欄に掲げる方法により算定される額（都道府県知事がこれより少ない額を定めたときは、その額）に相当する額を都道府県知事に返還しなければならない。

2 記の5の次に次のように加える

6 補助事業者は、別表1の事業名の欄に掲げる間接補助事業で同表の地区名の欄に掲げる地区に係るものの受益地の全部又は一部において「草地開発事業等の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」（昭和49年5月10日付け49畜B第603号農林事務次官依命通知。以下この項において「次官通知」という。）の記の2の1に定める8年間を経過するときまでに転用が行われる場合は、次官通知の定めるところにより補助金のうち同表の返還額の算定方法の欄に掲げる方法により算定される額（地方農政局長がこれより少ない額を定めたときは、その額）に相当する部分を国に返還しなければならない。

3 別表として次のように加える。

(別表1)

事業名	地区名	補助金返還額の算定方法
(記入例は、都道府県営事業の場合の別表の例に準ずる。)		

(別表2)

事業名	地区名	返還額の算定方法
(記入例は、都道府県営事業の場合の例に準ずる。)		